

コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住所 〒860-0081 熊本県中央区京町本丁8番28号
- 電話番号 096-351-8585
- FAX 096-351-8595



撮影 矢澤 利典

明けましておめでとうございます。

昨年の衆議院議員選挙では自民・公明の与党が過半数割れを起こしました。これにより、国会において数の力ではなく、議案に対して充分な議論審議がなされるのではないかと期待しています。

当事務所も県民の皆様に生じる様々な問題に対応できるようにしたいと考えています。本年も宜しくお願ひ申し上げます。

2025（令和7）年正月
コスモス法律事務所
弁護士・事務局一同



デジタル・ネット社会に対する 漠然とした危惧化

弁護士 塩田直司

コンピューターの技術が急激に発達して、私たちの生活は大きく変化し、便利になったことは間違いないありません。ただ、最近になりデジタル化によって、非常に便利になった一方で、これでいいのだろうかと考えるようになったことも事実です。私たち弁護士も、裁判においては、マイクロソフトのTeamsを使用したウェブ会議による争点整理手続が行われるようになり、裁判所に実際に出かける回数が本当に少なくなりました。

また、弁護士会の委員会やその他の会議においてもZoomを利用した会議により、ある場所に集合しないで良くなり、便利になったことは間違いないありません。

しかし、裁判所に出かけなくなり、Webで裁判の進行が行われるようになり、私は他の弁護士と顔をあわせる機会が激減しました。以前は、裁判所や京町にある弁護士会館で顔をあわせ、世間話をしたり、裁判で悩んでいることなど一般論として話をしたものです。その弁護士との話の中で、裁判のヒントをえたということもあります。また、Webの会議はあくまでも1対1の関係の話であり、多数の人が意見をたたかわせるような雰囲気にはなりにくいようです。

このような中で、私たち弁護士が、他の弁護士から切り離された存在になってしまっているのではないかという危惧感を持つようになっています。

弁護士に限らず、人は多くの人の関わりの中で生きて行くのではないかと思います。他の人と関わり合いを持つことで、人は成長していくことができるのではないかと思うのです。

日本は高齢化社会に突入しています。年金だけでは暮らしていく、働きに出るという方が多数いらっしゃるはずです。でも、ものは考えようです。社会に出て働くということは、職場やその他、人と関わり合いを必然的にもたざるをえなくなります。人の関わり合いがトラブルを生むことがあるかもしれません、その一方で生きがいや幸せをもたらすことがあるかもしれません。私は、考え方次第で人生は楽になるし、苦しくなると思います。トラブルが発生したら、その時は弁護士に相談するくらいの楽な気持ちでいたら良いのではないかでしょうか。最後は弁護士の宣伝というわけではないのですが・・・

デジタル機能やネット社会は今後も急激に発展していくだろうと思います。私たちはそのような社会の中で、どのようにして自分の存在意義や生きがい見つけていくか、真剣に考える時となっているのだと思います。ただ、私は決してデジタル機能やネット社会を否定しているわけではありません。念のため。



離婚後の「共同親権」を巡る課題

弁護士 藤田光代

1 民法の改正

昨年（2024年）5月、離婚後の親権者に関する規律の見直しを含む民法等の一部を改正する法律（以下「改正民法」といいます。）が成立し、公布されました。改正に至った背景には、父母の離婚が子の養育に深刻な影響を与えるにも取り決められることが少なくかかわらず、養育費や親子交流（面会交流等）について、仮に取り決められても履行されることが少ないとといった現状がありました。

2 改正民法の概要

離婚後の親権者に関する規律が見直され、協議離婚の際には、父母の協議により父母双方又は一方を親権者と指定することができるとき、「共同親権」の選択が可能となりました。もっとも、協議が調わない場合には、裁判所が「子の利益」の観点から、父母双方又は一方を親権者と指定しますが、子への虐待やDVのおそれがあるなど、父母双方を親権者とすることで子の利益を害する場合には単独親権としなければならないとされています。

また、共同親権となった場合も、「子の利益のため窮屈の事情があるとき」と「監護及び教育に関する日常の行為」については、親権の行使を単独でできるときとされ、父母の意見対立を調整するための裁判手続も新たに設けられました。

テレビや新聞も、改正民法について「離婚後の『共同親権』導入」との見出しを付けて報道するなど、共同親権の導入にはとりわけ強い関心が集まりました。離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任の果たし方の一つとして共同親権が選べるようになったのは意義があると思います。ただ、これまで親権者を父母のどちらにするかについて厳しく対立するケースを目にしてきたことから

すると、共同親権か単独親権かについても紛争が生じるであろうことは予想せざるを得ません。その場合、裁判所は、子の利益のため、父母と子との関係、父と母の関係その他一切の事情を考慮して共同親権か単独親権かを判断することになっており、父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害する（子への虐待やDVのおそれ等）と認められるときには、単独親権にしなければならないときとされています。

もっとも、「子の利益」、「一切の事情」、「子の利益を害する」といった抽象的な概念で判断するのはとても難しいことだろうと思いますし、これを裁判所が判断するとなれば、今以上に家庭裁判所調査官の役割や、家庭裁判所自体の役割が増大することは避けられません。家庭裁判所の更なる充実は喫緊の課題であろうと思います。

さらに、養育費の履行確保に向けた見直し、親子交流の実現に向けた見直しもされました。養育費や面会交流について取り決められることが少なく、仮に取り決められても履行されることが少ないとといった現状にあることは先に指摘したとおりですが、父母の協議等による取決めがない場合にも養育費請求を可能にする法定養育費制度の導入や、親子交流の試行的実施に関する規律の整備に加え、父母以外の親族（祖父母等）と子の交流についても規律を整備するなどの改正もされています。

3 まとめ

改正民法は公布から2年以内（2026年5月まで）に施行予定とされています。なお、施行前に離婚された元夫婦（父母）も親権者変更として共同親権が可能となっていますので、既に離婚された方も影響がないわけではありません。



「負けたままではいられない、日本の未来、 子ども達の未来のために

—福岡高裁での逆転敗訴（福岡高裁令和6年3月22日判決）—

弁護士 高木百合香

1. 事業の概要

2年前のコスモスだより（2023年号）で勝訴の報告をした生活保護廃止取消請求事件でしたが、福岡高裁で逆転敗訴判決を受けました。

事業の詳細や勝訴した熊本地方裁判所の判決内容は、既述のコスモスだよりで書いておりますの、2年前のコスモスだよりをお読みいただければと思います。

熊本地方裁判所は、行政庁の世帯分離解除の検討過程ないし結果は著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱濫用を認め、処分を取り消したのです。

2. 福岡高裁判決（令和6年3月22日）

（1）ところが、福岡高裁（久保田浩史裁判長）は一審判決を覆し、保護廃止処分を維持する、子どもの自立を無視した驚きの判決を言い渡しました。

ここでは3つのポイントを述べます

（2）ポイント1　—裁量の範囲外が存在しない、無限定な裁量権—

福岡高裁は、世帯分離をするかについての行政庁に裁量権があることを認めた上で（裁量があること自体は、原告も争ってはいません）、その裁量の範囲について、「行政庁に法1条ないし4条の基本原理や法10条の趣旨に反しない範囲での裁量権がある」としました。

これは一見、合理性のある規範に思えるかもしれません。

しかし、この「法1条ないし4条の基本原理」などとても曖昧、抽象的で、何を指すのかが見えにくくなっています。具体的に考え

れば、この規範の問題点に気づきます。

たとえば、法1条の目的は、最低生活の保障と、自立の助長です。最低生活の保障を重視すれば、保護費を削減する方向になりますし、自立の助長を重視すれば、保護費を支出してでも学校に行かせることになります。このような両極端の概念の「趣旨に反しない範囲での裁量権がある」ということは、保護費を削減する方向でも支出する方向でも、どちらもいくらでも裁量権があるわけです。

つまり福岡高裁は、裁量の範囲外が存在しない、無限定な裁量権が処分行政庁にあるという規範を示したのです。

これにより、裁量権の逸脱濫用があり得なくなってしまいました。

（3）ポイント2　—世帯分離した孫の収入を合算して、最低生活費を算出—

福岡高裁は、孫の収入を合算した「結果、孫を含む世帯の収入合計額は、最低生活費を約6万円上回ることになったのであるから、孫の就学・資格取得により、自立を一応達成することができた」としました。

同じ就学中でも、収入が少ない間は世帯分離して就学者の最低生活すら保障しない一方、収入が増えると、就学者の自立を考慮することなく、出身世帯との収入を合算するというのです。しかもそこでは「最低生活費」との比較が用いられ、就学者の学費や、自動車関連費用（孫は早朝から夜遅くまで、自動車を利用して学校・仕事に励んでいました）は考慮されませんでした。

自動車を使えなければ、就学しながら15万の金額を稼ぐのはムリです。

その点を無視し、就学中で世帯分離されていた孫までも（収入が多い間に限り）最低生活費の枠内に押し込めてしまったわけです。

（4）ポイント3　－孫が看護師資格取得を目指していたという主観的事情－

しかも福岡高裁は、孫の収入が多少上がつて「自立を一応達成することができた」と認定した後に続けて「なお、孫が看護師の資格取得を目指していたという主観的事情は、自立の目的の達成に関する判断を左右しない」と判示しました。

孫の収入が少ない間は、孫の就学を許すという処遇方針を取っていたにもかかわらず、収入が増えた後はその処遇方針をちやぶ台返しし、能力とやる気のある子の志望を“主観的事情”として切り捨てたのです。

果たして、生活保護世帯の子どもが看護師になりたいと資格取得を目指すことは“主観的事情”であって、その子の収入が少ない間に限り認められるものでしょうか。

一人の子どもの将来を考えるとき、まずはその子が目的・目標を持つことが第一で、その目的や目標を各家庭や社会が後押しする。これにより、子どもの将来が拓けるのです。その後押しを途中で辞めてしまったら、子どもの将来は・・・お先真っ暗です。

本件では、まずは孫が看護師資格取得という自立助長に資する目標を持ち、それを（消極的に）社会が後押しする世帯分離制度を活用しているものです。世帯分離は、すでに福祉事務所も認めている処遇方針で

あって、単なる孫の主観的事情のレベルに収まっています。

それを孫の主観的事情として切り捨てた福岡高裁に、子どもの将来は見えていません。いや、行政に遠慮して見ないようにしているとさえ思えます。

3. 最高裁における闘い

世帯分離解除や保護廃止処分からまもなく8年になります。原告夫婦も高齢になり早期解決を希望していたのですが、残念です。

原告は、孫のためにこの判決を残してはいけないという強い思いで上告を決意しました。ただ、この判決の影響を受けるのは本件の孫だけではありません。生活保護世帯の子ども全員です。

福岡高裁判決が先例的意義を有してしまうことになれば、生活保護世帯の子どもたちの将来は真っ暗です。ケースワーカーから「あなたはもう十分稼げる」と判断されてしまえば、就学の途中でもアルバイト代を召し上げられ、卒業さえ保障されないということになるのです。

上告審で集めた署名は4万筆（書面、オンライン合わせて）を超えるました。ご協力くださったお一人お一人に感謝致します。そして、ぜひ最高裁の判断にご注目下さい。

新入職員紹介



百岳文香

久しぶりに法律事務所の仕事に戻ってきました。

事務所や依頼者のお役に立てるよう、頑張ります。よろしくお願ひいたします。

有田百合恵

昨年4月に入職し、もうすぐ1年が経ちます。もっと即戦力になれるよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

コスモス法律事務所

●住 所／〒860-0081 熊本市中央区京町本丁8番28号

●電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595

●電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（但し、FAXは24時間受付）

●備 考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。

●ホームページ <https://cosmos-law.com/>

事務所の2階に司法書士事務所を開業しました。

はじめまして。司法書士の塩田悠乃（しおたゆの）と申します。令和6年3月にコスモス法律事務所の2階に司法書士事務所を開業いたしました。

コスモス法律事務所は両親の職場として、子どもの頃はよく出入りしていた場所でした。友人や弟と一緒に2階の卓球台で遊んだり和室でテレビゲームをした思い出の場所です。親の職場をなんだと思っているのかと我ながら呆れるのですが、法律事務所に卓球台を置くような親に似たのでしょうか。

高校に進学した頃から徐々に足が遠くなっていましたが、この度、晴れて自分の職場として戻ってくことになりました。

さて、司法書士である私は、相続、贈与、売買などの不動産登記、会社設立や役員変更などの商業登記を主な業務としております。「すでに相続人同士で話はついているけれど名義変更のやり方がわからない」「息子に土地を生前贈与したいけれど何をすればよいのか」といったお悩みを抱える方々のサポートをしていきたいと考えております。

令和6年4月に相続登記が義務化されることもあり、私がお役に立てる場面もあるのではないかと期待しております。ぜひお気軽にお声がけください。どうぞよろしくお願ひいたします。



塩田司法書士事務所

住 所 熊本市中央区京町本丁8番28号 2階

電話番号 096-300-5186

FAX番号 096-354-3644

E-mail info@office-shiota.com